

## 仙台市子ども医療費の助成に関する規則実施要領

(平成25年9月30日 子供未来局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、仙台市子ども医療費の助成に関する規則（平成23年12月27日仙台市規則第79号。以下「規則」という。）第17条の規定に基づき、医療助成事務に必要な実施細目を定めるものとする。

(住所要件)

第2条 規則第3条第1項に規定する「本市の区域内に住所を有する子ども」とは、本市に居住し、かつ、本市に住民登録をしている子どもをいうものとする。

2 規則第3条第1項に規定する「市長が特別の事由があると認めるとき」とは、子どもが本市に居住しているにもかかわらず、家庭内暴力の危険回避等やむを得ない事情がある場合とする。

(医療費の助成)

第3条 規則第4条第2項の規定により助成する額は、1円未満を切り捨てた金額とする。

2 規則第4条第2項ただし書きに規定する「その額」とは、子ども医療費助成申請書1件について計算した金額とする。ただし、健康保険組合等において診療報酬明細書を合算する場合は、子ども医療費助成申請書も合算して計算した金額とする。

3 規則第4条第5項に規定する「対象者となった日から起算して30日以内」の30日に当たる日が、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、土曜日又は1月2日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日以降においてその日に最も近い日曜日等でない日とする。

4 規則第4条第5項に規定する「市長が特別の事由があると認めるとき」とは、次の各号に掲げる場合で、対象者の責めに帰さない事由により申請が遅延したと認められるときとし、その事由を明らかにすることができる書類の提出により、新たに対象者となった日以後に受けた医療について助成を行うことができる。

- (1) 出産が県外で行われたため、申請に必要な書類が整わなかったとき
- (2) 国民健康保険被保険者証、健康保険若しくは船員保険に係る被保険者証若しくは被扶養者証、私立学校教職員共済加入者証若しくは被扶養者証又は各共済組合組合員証若しくは被扶養者証（以下健康保険者証等という。）の交付が資格取得年月日から15日以上を経過して行われたとき
- (3) 被扶養者の認定が遅延したとき
- (4) 災害等のため30日以内に申請することができなかったとき
- (5) 前各号に準ずる理由により申請が遅延したとき

(資格登録申請書等)

第4条 規則第5条第2項の申請書は、子ども医療資格登録申請書とし、同項の規定によ

り添付させる書類は、次に掲げる書類のうち区長が必要と認める書類とする。なお、添付させる書類は地方税関係情報連携に係る同意書を除き、原本の写しで差し支えないものとする。

- (1) 子どもと保護者の氏名が記載された健康保険証等又は資格証明書
- (2) 保護者名義の預貯金口座が確認できるもの
- (3) 市区町村長が発行する所得等を証明する書類又は地方税関係情報連携に係る同意書
- (4) その他区長が必要と認める書類

2 規則第4条第1項の対象者と住民票上の世帯を同じくする父又は母（以下「同一世帯保護者」という。）が、前項の申請書に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類を添付したときは、その配偶者を保護者としないことができる。

- (1) 同一世帯保護者が、対象者と住民票上の世帯を異にする配偶者と離婚協議をしている場合
  - ア 申立書
  - イ 同一世帯保護者及び対象者の住民票の写し
  - ウ 離婚協議中であることを客観的に証明する書類
  - エ 対象者が同一世帯保護者の社会保険各法の規定による被保険者となっていることを証する書類
  - オ その他区長が必要と認める書類
- (2) 同一世帯保護者の配偶者が所在不明となってから1年を経過した場合
  - ア 申立書
  - イ 配偶者の所在不明を客観的に証する書類
  - ウ 対象者が同一世帯保護者の社会保険各法の規定による被保険者となっていることを証する書類
  - エ その他区長が必要と認める書類

3 前2項に掲げる添付させる書類について、本市の公簿により確認できる場合で本人の同意があるときは、添付を省略させることができる。

（変更の届出）

第5条 規則第5条第3項の規定による変更届を提出する場合は、前条第1項及び第2項各号に掲げる書類のうち区長が必要と認める書類を添付するものとする。

（受給者証等の交付）

第6条 区長は、規則第5条第1項の規定により受給資格の登録をしたとき又は規則第6条第4項の規定により提出された所得等を証明する書類を審査したときは、規則第9条の規定に該当する者を除いた保護者に対し子ども医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付する。

2 前項の所得等を証明する書類には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第8号の規定により提供を受けた特定個人情報を含むものとし、区長は、当該提供を求めるにあたっては、保護

者から地方税関係情報連携に係る同意書（年次更新用を含む。）を徴さなければならない。

- 3 区長は、規則第5条第1項の規定による申請が形式上の要件に適合しないものであるときは、申請者に対し、補正を求めるものとする。
- 4 区長は、規則第5条第1項の規定による申請において受給資格がないと認定したとき又は前項の規定による補正を求めたにもかかわらず、申請者の責めに帰すべき事由により90日以内に補正がなされないときは、申請を却下するとともに、申請者に対し、子ども医療資格登録申請却下通知書により、通知するものとする。

#### （助成の方法）

第7条 規則第8条第1項の規定により保険医療機関等に支払う場合は、宮城県国民健康保険団体連合会を通じて支払うものとする。この場合は、附加給付の控除はしないものとし、100円に満たない場合も支払うものとする。

- 2 規則第8条第1項ただし書きに規定する「市長が特別の事由があると認めるとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
  - (1) 宮城県外で規則第2条第4項に規定する保険医療機関等を受診したとき
  - (2) 前号に規定する場合のほか、受給者に支払うことが適当と認められるとき
- 3 規則第8条第2項に規定する申請は、子ども医療費助成申請書に次の各号に掲げる書類を添えて区長に申請しなければならない。
  - (1) 療養費の支給があった場合は、診断書の写し、領収書の写し及び保険者が発行する療養費支給決定通知書の写し
  - (2) 前号に規定するもの以外にあっては、診療報酬明細書の写し又は保険診療に係る保険点数（金額）の記載のある領収書等
- 4 規則第8条第2項ただし書きに規定する「市長が特に認める場合」とは、規則第3条第1項の対象者が本市が行う国民健康保険事業の被保険者である場合で、前第2項各号の一に該当するとき（平成30年4月診療分から令和3年12月診療分のものに限る。）、その他やむを得ないものとして区長が認めた場合とする。

#### （助成の決定等）

第8条 規則第8条第4項の規定により助成を決定したときは、次の手続きにより助成金の支給を行うものとする。

- (1) 助成金の支給は、仙台市指定金融機関（以下、「指定金融機関」という。）に依頼し毎月15日または28日（その日が指定金融機関の休業日に当たるときは、休業日の翌日以後で休業日に最も近い休業日でない日とする。ただし、12月28日が休業日に当たるときは、休業日の前日以前で休業日に最も近い休業日でない日とし、その他特段の事情がある場合は、市長がその都度定める日とする。）に行うこと
- (2) 助成金の支給は、資金前渡の方法により行うこと
- (3) 助成金の支給に係る資金前渡取扱者（以下、「取扱者」という。）は、第1号に規定する支給日に支払いを行い得るよう、指定金融機関に開設する取扱者名義の預貯金口座に資金の振込を行うこと

- (4) 取扱者は第1号に規定する支給日において、前号の預貯金口座から第6条の規定により受給者証の交付を受けた保護者の預貯金口座に、振込を行うことにより支給すること
  - (5) 振込により支給したときは、保護者に医療費助成金交付決定兼支払通知書を送付すること
- 2 取扱者は、助成金の支給を完了したときには、指定金融機関から提出される収支報告書に基づき、速やかに精算を行うものとする。
- 3 第1項の規定による助成金の支給後に、健康保険の変更、診療点数の記入の誤り又はその他の理由による過支給が判明したときは、返納通知書により返納させるものとする。

(助成の停止)

第9条 規則第9条の規定により助成を停止する者には、子ども医療費支給停止通知書により通知するものとする。

(所得要件)

第10条 規則第9条ただし書きに規定する「市長が特別の事由があると認めるとき」とは、震災、風水害、火災、その他これらに類する災害及び失業等により、本年において所得が著しく減少し生活に困窮している場合をいうものとし、保護者の所得が規則第9条に規定する額を超える場合であっても医療費の助成を停止しないものとする。

(受給者証の再交付)

第11条 規則第10条の規定により受給者証の再交付を受けようとする者は、医療費受給者証再交付申請書により区長に再交付を申請しなければならない。

(第三者行為による被害の届出)

第12条 規則第13条の規定により、保護者が第三者の行為による被害届を市長に届出する場合は、区長を通じて提出しなければならない。

(助成を受けた額の返還)

第13条 規則第16条の規定によるもののほか、医療費の助成が支払われた後に規則第9条に規定する事由に該当するときその他区長が必要と認めるときは、区長は、当該助成を受けた者につき、当該助成の額の全額又は一部を返還させることができる。

(遅延損害金)

第14条 受給者は、規則第16条の規定又は前条の規定による返還金について、納付期限までに納付しないときは、当該返還金の額(返還金の一部につき納付があったときは、その納付のあった返還金の額を控除した額)につき法定利率で納付期限の翌日から起算してその完納の日までの日数によって計算した額(納付期限から完納の日までにうらう年がある場合は、1年を365日として日割計算した額)に相当する遅延損害金を納付しなければならない。ただし、当該返還金の額が2,000円未満であるときは、この

限りではない。

- 2 前項の返還金の額に1,000円未満の端数があるときは,その端数は,切り捨てる。
- 3 前2項の規定により計算した遅延損害金の額に100円未満の端数があるときは,その端数は,切り捨てる。
- 4 第1項から第3項までの規定により計算した遅延損害金の額が1,000円未満であるときは,第1項の規定にかかわらず,受給者は,その遅延損害金を納付することを要しない。

(申請書の様式)

第15条 申請等に用いる様式については,次の各号のとおりとする。

- |                                    |          |
|------------------------------------|----------|
| (1) 子ども医療資格登録申請書                   | (様式第1号)  |
| (2) 削除                             | (様式第2号)  |
| (3) 子ども医療費支給停止通知書                  | (様式第3号)  |
| (4) 子ども医療費受給者証(0歳~中学校卒業(15歳到達年度末)) | (様式第4号)  |
| (5) 子ども医療費助成申請書                    | (様式第5号)  |
| (6) 子ども医療資格登録変更喪失届                 | (様式第6号)  |
| (7) 高額療養費の代理請求および受領について            | (様式第7号)  |
| (8) 高額療養費代理申請及び受領委任状(子ども医療費助成専用)   | (様式第8号)  |
| (9) 高額療養費支給申請書                     | (様式第9号)  |
| (10) 高額療養費給付額調書                    | (様式第10号) |
| (11) 削除                            | (様式第11号) |
| (12) 削除                            | (様式第12号) |
| (13) 医療費助成金交付決定兼支払通知書              | (様式第13号) |
| (14) 医療費受給者証再交付申請書                 | (様式第14号) |
| (15) 第三者行為による被害届                   | (様式第15号) |
| (16) 送付先設定・変更・解除申出書                | (様式第16号) |
| (17) 地方税関係情報連携に係る同意書               | (様式第17号) |
| (18) 地方税関係情報連携に係る同意書(年次更新用)        | (様式第18号) |
| (19) 削除                            | (様式第19号) |
| (20) 申立書                           | (様式第20号) |
| (21) 子ども医療資格登録申請却下通知書              | (様式第21号) |

附 則

(実施時期)

この要領は,平成25年10月1日より実施し,平成24年1月1日から適用する。

附 則(平成28年7月11日改正)

この改正は,平成28年8月1日から実施する。

附 則(平成29年3月15日改正)

この改正は,平成29年4月1日から実施する。

附 則(平成29年11月10日改正)

この改正は、平成29年11月13日から実施する。

附 則（平成30年3月28日改正）

（実施時期）

1 この改正は、平成30年4月1日から実施する。

（経過措置）

2 改正後の第7条第4項の規定は、この要領の実施の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成30年6月1日改正）

この改正は、平成30年6月1日から実施する。

附 則（平成30年7月27日改正）

この改正は、平成30年7月30日から実施する。

附 則（平成31年3月18日改正）

（実施時期）

1 この改正は、平成31年4月1日から実施する。

（遡及適用）

2 改正後の第4条第1項及び第2項、第5条第1項の規定は、前項の規定による実施の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、適用しない。

附 則（平成31年4月22日改正）

この改正は、平成31年4月22日から実施する。

附 則（令和2年6月30日改正）

この改正は、令和2年7月1日から実施する。

附 則（令和2年12月21日改正）

この改正は、令和3年1月1日から実施する。

附 則（令和3年7月1日改正）

この改正は、令和3年7月1日から実施する。

附 則（令和3年8月1日改正）

この改正は、令和3年8月1日から実施する。

附 則（令和3年9月10日改正）

この改正は、令和3年10月1日から実施する。

附 則（令和3年12月23日改正）

この改正は、令和4年1月1日から実施する。

附 則（令和4年1月28日改正）

この改正は、令和4年2月1日から実施する。

附 則（令和4年3月23日改正）

この改正は、令和4年4月1日から実施する。